

# 令和8年度早期経営診断推進事業 業務委託 企画提案仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度早期経営診断推進事業業務委託

## 2 業務実施期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

## 3 業務の目的

本事業は、県内中小企業の経営基盤を強化し、早期の経営診断を推進するため、ラジオCM、新聞広告、SNS広告、各団体機関誌広告、宣伝カー等を活用した周知広報活動により経営状況が悪化する前にその兆候をいち早く捉え、早期経営診断が重要だと思えるよう、事業者の意識を変える取組を実施することにより、中小企業支援機関や県が別途実施する「プッシュ型相談事業」等に繋げることを目的とする。

## 4 業務の内容

プッシュ型の相談支援を実施してもなお支援が行き届きづらかった事業者に対して、積極的な広報活動によりアプローチし、相談に行けない、あるいは潜在的な経営課題を抱える小規模事業者を支援対象とした活動を実施する。

本事業の支援対象者は、「業務多忙で相談に行けない」、「支援ニーズが顕在化していないため相談の必要性を感じていない」、「支援者側がマンパワー不足で手が回らない」等の理由により、経営相談が十分に実施できていない小規模事業者とする。

支援対象者の選定にあたっては、中部・北部地域を含む遠隔地や自ら相談窓口へ足を運ぶハードルの高い事業者に対しても積極的な周知活動を実施する。

また、事業効果をより広く波及させるために、県が別途実施する「プッシュ型相談支援事業」等の周知や、早めの経営相談に関する啓発活動（健康診断の早期受診のようなイメージ）に取り組む。特に、「プッシュ型相談支援事業」とは緊密に連携し、経営状況や経営課題、支援希望等を把握して適切な支援に繋げる。

受託者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

※ 提出する企画提案書に、以下の各項目について実施内容、実施方法等を記載すること。

### (1) 周知広報活動

受託者は、事業者の早期経営診断の重要性に対する意識変容を促すため、以下の要件を満たした広報活動を実施することとする。なお、ラジオCMおよびオンライン広告等については、設定された目的を最大化するための最も効果的な配信計画（媒体、放送・配信回数、頻度等）を提案すること。

### ① ラジオCM

車社会である本県の特性を活かし、経営者が車で移動する朝夕の通勤時や、昼食時など、最もラジオと接触しやすい時間帯にターゲットを絞って放送し、「手遅れになる前に相談を」というメッセージを効果的に放送すること。具体的な放送局、放送時間帯、放送回数等については、効果を最大化できるプランを提案すること。

### ② 新聞広告

新聞広告を活用し、事業者の意識変容と相談行動を促す広告を掲載すること。単なる「無料相談窓口の案内」にとどまらず、経営者自身が潜在的な課題に気づき、行動を起こす動機付けとなるよう、以下の要素を盛り込んだ効果的な内容を企画すること。

なお、具体的な掲載媒体、掲載時期、サイズ、回数等については、ターゲット層への到達と費用対効果を最大化できるプランを提案すること。

#### ア 成功ストーリーの提示

「相談した結果、課題が明確化し、取り組みを行っている。賃上げができた。従業員が定着した。」といった具体的な成功事例を広告のメインに据え、「自社も改善できるのではないか」という気づきを与えること。

#### イ セルフ診断の促進

経営者が自社の状況を客観視できるよう、チェックリスト形式（例：「最近、資金繰り表を更新していない」等）を用いたコンテンツを組み込むこと。

### ③ 商工会・商工会議所、公的機関、金融機関等の機関誌

受託者は、商工会・商工会議所等の支援機関が発行する機関誌等を活用し、経営者の意識変容を促す広告を掲載すること。掲載内容には、経営者が自社の状況を客観的に把握できるチェックリスト形式（例：「最近、資金繰り表を更新していない」等）のコンテンツを盛り込むこと。

また、掲載にあたっては、発行元となる関係機関の支援窓口担当者に対し、本事業の趣旨や掲載内容に関する事前説明を徹底すること。これにより、機関誌を読んだ事業者からの問い合わせが、円滑かつ確実に「プッシュ型相談支援事業等」へと接続される連携体制を構築すること。

なお、具体的な掲載先、掲載回数、掲載時期等の効果的なメディアプランについては、提案によるものとする。

### ④ オンライン広告

「相談して改善した事例」などを動画やスライド形式で視覚的に伝え、ターゲット層へピンポイントかつ即時性のある情報発信を行うこと。具体的な活用媒体、配信ターゲット設定、配信回数（または想定インプレッション数）等については、提案によるものとする。

### ⑤ 宣伝カー（車体ラッピング及びアナウンスによる周知）

受託者は、支援が届きにくいエリアや事業者が密集するエリアにおいて、公的支援の存在を効果的に周知するため、以下の要件を満たす宣伝カーによる広報を実施すること。

#### ア 重点巡回エリアの選定

支援が届きにくい中北部エリアや、工業団地、商店街、卸市場などの中小企業集積地を重

点ターゲットとして県内各地を巡回すること。

イ イベントと連動した機動的な運用

商工会・商工会議所等の関係機関が実施する経営相談会や各種イベントと連動し、開催1週間前等から周辺地区を重点的に巡回して周知を図ること。

ウ 視認性の高いデザインと動線の構築

音声による周知だけでなく、目を引く洗練されたデザインを採用すること。

⑥ その他

上記の手法以外に、効果的な広報活動を提案する。

(広報戦略のイメージ) 8つの段階の定義と遷移プロセス

1 認知・記憶フェーズ (階段①～②)	
①未知 (知らない)	事業者が本補助事業を認識していない状態
②認知 (知っている)	宣伝カーやラジオCM、SNS広告を通じて「無料の経営相談があること」を認識させる
③記憶 (思い出せる)	各媒体の接触を繰り返し、事業名やビジュアルを定着させる
2 検討・意図形成フェーズ (階段④～⑥)	
④想起 (候補となる)	経営課題に直面した際、あるいは課題への対応の順位付けが難しい場合、相談先の選択肢として真っ先に本補助事業の名前が挙がる状態にする
⑤比較・評価 (他と比べる)	QRコードから遷移したLP(特設サイト)等で、他社との違いや「相談すべき合理的な理由」を提示し検討を促す
⑥意図形成 (相談に行きたくなる)	具体的なメリット(解決事例や専門家活用等)を示し、心理的なハードルを下げて相談意欲を醸成する
3 行動・ファン化フェーズ (階段⑦, ⑧)	
⑦相談に行く (実行する)	相談予約をネット上で簡単に行え、プッシュ型相談支援事業へと繋げる
⑧満足・推奨 (喜ぶ)	相談後の満足度を高め、経営改善の実現や、他事業者へのポジティブな推奨(口コミ)を促す

(2) 「プッシュ型相談支援事業」、県内支援機関との連携

本事業で早期の経営診断を実施したいと考えた経営者が、身近な商工会・商工会議所、沖縄県産業振興公社等の支援機関に問い合わせた際、円滑に誘導される体制を整えて、広報の取りこぼしがないような体制を構築する。

特に、県が実施する「プッシュ型相談支援事業」の受託者とは緊密に連携し、速やかに経営相談の相談予約ができる体制を整備すること。また、円滑な連携を図るため、県・本事業受託者・プッシュ型相談事業受託者等による定期的な連絡・調整会議を開催(参加)し、情報共有フローや接続ルール等を整備・実行すること。

※「プッシュ型相談支援事業」事業概要

積極的に企業訪問等（プッシュ型相談支援）を実施することにより、事業者の経営課題を整理し課題解決の方向性を示す。あわせて、本事業が地域の支援ネットワークのハブとして機能し、課題に応じて最適な支援機関へ速やかにつなぐことで、経営改善に向けた取組の選択肢が多い早い段階から適切な支援が受けられる体制を構築する。

県が県内中小企業支援機関へ当該業務を委託する予定。

(3) その他、本業務の実施に当たり必要とされる業務

本業務の実施に当たり、本契約の範囲で必要とされる業務を実施する。

5 成果報告

本事業の効果を検証するため、受託者は委託事業により得られた効果を収集し、その内容分析を行い、事業成果とあわせて報告書にまとめること。また、本事業に関して沖縄県の設定する成果目標の達成に努めること。

(1) 活動数及び成果目標

本事業の活動数及び成果目標は以下のとおりとする。

なお、本事業の受託者として選定された場合、本事業の実施状況は、今後中小企業支援課が実施する企画コンペ等において受託者選定の参考にすることがある。

① 活動目標

宣伝カーによる周知広報活動の活動目標：90日間で走行距離6,000km以上

② 成果目標

早期相談のアクセス率目標：10%以上

本事業により相談につながった事業者のうち、広報による課題認識から「1ヶ月以内」に相談に訪れた事業者の割合を想定

(2) 効果検証

受託者は、本事業の成果目標の達成状況や広報効果を客観的に測定するため、相談につながった事業者に対するアンケート調査やヒアリング調査を実施し、その結果を集計・分析して県へ報告すること。

① 測定すべき主な項目

(必須要件)

調査にあたっては、少なくとも以下の項目を測定できる内容とすること。

ア 本事業（広報媒体）の認知経路および相談のきっかけ

イ 広報による課題認識から1ヶ月以内に相談に訪れたか

ウ 相談時の経営状況（営業利益の黒字・赤字の判定）

上記ア～ウ以外にも、以下のような要件について測定ができれば望ましい（以下に掲げる要件はあくまで例示である）。

エ 支援に対する満足度（80%以上を目標とする）

オ 支援による経営者の意識変容や具体的な行動（経営課題解決への取組着手等）の有無

② 調査手法の提案

調査の実施にあたっては、事業者の負担を最小限に抑えつつ、高い回収率と正確なデータ蓄積を実現するため、「相談受付時」、「支援区切り時」などの適切なフェーズに分けた効果的な取得手法を企画すること。

特に、アンケート回答への心理的ハードルを下げるため、Webフォーム等の活用に加え、「プッシュ型相談支援事業」における専門コーディネーターの訪問相談と連動したヒアリング項目への統合（相談員による自然な聞き取り・入力代行等）を図るなど、両事業が連携した具体的な実施フロー及び回収率向上のための工夫を提案すること。

### (3) 成果報告書

#### ① 広報・啓発活動の実施実績の報告

##### ア メディアミックスの展開実績

新聞、ラジオ、SNS 広告等の掲載・放送実績（掲載紙面、放送日時、配信回数、Web 等の表示回数・クリック数等）。

##### イ 機関誌等を通じた連携活動実績

関係機関誌への掲載実績と、各機関の窓口担当者に対する事業趣旨の事前説明・連携体制構築の実施記録

##### ウ 宣伝カーの運行実績

運行スケジュール、総走行距離（目標 6,000km の達成状況）、ルート記録、イベント連動の実績

#### ② 本事業により支援機関へ相談に訪れた事業者数の実績報告

##### ア 広報活動を通じて喚起され、「プッシュ型相談支援事業」等の窓口へ実際に繋がった件数

##### イ 早期アクセスの割合

広報による課題認識から「1ヶ月以内」に相談に至った事業者の割合（目標 10%以上の達成状況）

#### ③ アンケート調査の集計・効果分析

「プッシュ型相談支援事業」の受託者等と連携して取得したデータを分析する。

##### ア 認知経路の分析

どの広報媒体（ラジオCM、新聞、宣伝カー等）が最も相談行動のきっかけとして機能したかの分析を行う。

##### イ 意識変容の確認

広告を見たことによる、経営者の行動心理の変容状況を分析する。

#### ④ 国への実績報告用基礎データの提出

国への報告に必要な、相談事業者の基本情報及び財務データ（売上高、売上総利益、営業利益、経常利益等）について、「プッシュ型相談支援事業」の受託者等と連携して取りまとめ、電子データで納品すること。

#### ⑤ 各種制作物データの提出

期間中に制作したラジオCM音源、新聞・機関誌広告データ、オンライン広告用クリエイティブ、チラシ・パンフレット等の電子データ一式を納品すること。

## 6 再委託の制限等

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### ○ 契約の主たる部分

- ・ 契約の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営などの統括的かつ根幹的な業務
- ・ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

### (2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。下記以外の契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

#### ○ 第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務範囲

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計
- ・ その他単純作業的な業務であって、簡易かつ容易なもの

## 7 著作権

- (1) 本業務における成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、沖縄県又は第三者の著作権、その他権利（以下、「著作権等」という。）を侵害してはならない。
- (3) 業務の履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、沖縄県が必要と認めるものに限り、受託者の責任でもって、契約金額の範囲で処理しなければならない。
- (4) 沖縄県が知り得ない範囲において、受託者が著作権、その他の権利について第三者と争いが生じた場合は、受託者の費用と責任でもってこれに対応するものとする。ただし、沖縄県がこれに関与することを妨げない。

## 8 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、沖縄県と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

- (3) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者の双方が協議の上、定めるものとする。